

(電子メール施行)
教体第1896号
令和2年3月12日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱について
(令和2年3月12日時点)

県立学校においては、3月3日(火)から3月15日(日)まで一斉臨時休業をしておりますが、県新型コロナウイルス感染症対策本部の決定に基づき、今後の対応について、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しましたのでお知らせします。

つきましては、貴職に対して下記のとおり要請いたします。

また、これらの対応について、冷静に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 県立学校の対応をふまえた、貴管下小・中・高等学校及び特別支援学校等の臨時休業の実施。
なお、児童生徒等の休業中の学びに配慮願います。
- 2 感染拡大防止に関する児童生徒等に対する指示事項
 - (1) 臨時休業期間中は、不要不急の外出を控えること。
 - (2) 健康管理につとめ、新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある時は、帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をした上で受診すること。
 - (3) 臨時休業期間中に、発熱等の症状があり受診した場合は、学校に連絡すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応体制
児童生徒等・保護者・教職員が新型コロナウイルスに罹患(疑いを含む)した場合の連絡体制を整えるとともに、教職員全体で共通理解を図ること。
- 4 積極的な情報発信
必要な情報は、学校ホームページ等により発信することを伝達し、随時確認するよう指示すること。